

令和5年7月19日

事業主各位

山口労働局雇用環境・均等室長

同一労働同一賃金、改正育児・介護休業法等オンラインセミナーの
開催について（御案内）

労働行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月から、同一労働同一賃金の実現に向けた「パートタイム・有期雇用労働法」が全面施行され、中小企業にも適用されています。

また、令和4年4月から、「労働施策総合推進法」に基づく職場のパワーハラスメント防止措置が全ての事業主に対して義務化、さらに、改正された「育児・介護休業法及び雇用保険法」が段階的に施行されました。

この度、これらの法令等の内容を御理解いただき、法に沿った雇用管理としていただくため、さらに、事業場内の最低賃金引上げや働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援策を御紹介するため、別添のとおりオンラインセミナーを開催することといたしました。ぜひ、御参加いただきますよう御案内いたします。

なお、中小企業・小規模事業者の皆さまにおかれましては、山口労働局委託事業である「働き方改革サポートオフィス山口」が行う相談サービスの利用について、御検討をお願いいたします。オフィス山口では、専門家（社会保険労務士）が無料で労務管理上の相談に対応しており、併せて、就業規則の作成方法や賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスも行っております。企業訪問も承っておりますので、お気軽に御活用ください。

【問い合わせ先】

山口労働局雇用環境・均等室

電話：083-995-0390



同一労働同一賃金 改正育児・介護休業法等 オンラインセミナー

参加費
無料

あなたの会社の規定をチェックしてみましょう！

- 正社員には通勤手当を支給しているが、パート社員には支給していない
- パート社員の時給は、とりあえず最低賃金で支給している
- 正社員には慶弔休暇を付与しているが、契約社員には付与していない

その待遇差の理由、説明できますか？

「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。

(パートタイム・有期雇用労働法)

- 育児休業を2回まで分割取得できない規定である
- 子の看護休暇、介護休暇の取得が1日又は半日単位に限られている
- 契約社員のうち、勤続1年未満の者を育児休業を取得できる者から除外しているが、労使協定が結ばれていない

改正法に沿った規定整備が必要です。

法律より厳しい条件を規定し取り扱うことは、育児・介護休業法違反です。

Web会議サービス

Zoomによるライブ配信

第1回

2023

8/23 水

13:15 - 16:15

第2回

2023

9/13 水

13:15 - 16:15

- ・ 第1回・第2回の内容は同じです。ご都合の良い回にご参加ください。
- ・ 各回定員300名(先着順)

動画配信サービス

YouTubeによる録画配信

配信期間

2023

9/14 木

~ 9/22 金

ライブ配信のご都合がつかない方は
ぜひお申込みください！

主催

山口労働局雇用環境・均等室
働き方改革サポートオフィス山口

プログラム・申込方法は裏面へ

セミナープログラム（途中入室・途中退出可）

第1部

1	13:15 - 14:05 〈50分間〉	同一労働同一賃金が求める企業の対応 ～通勤手当等、正社員とパート・契約社員との待遇差を説明できますか？～	
2	14:05 - 14:20 〈15分間〉	働き方改革サポートオフィス山口の活用事例 ～専門家による訪問相談サービス(無料)をご活用ください～	中小企業 向け
3	14:20 - 14:35 〈15分間〉	最低賃金引上げに対応する助成金 ～中小企業・小規模事業者を支援する「業務改善助成金」のご案内～	中小企業 向け

— 休憩10分間 —

第2部

4	14:45 - 15:35 〈50分間〉	育児・介護休業法に沿った就業規則の整備 ～改正法に沿った就業規則になっていますか？改定ポイントを解説します～	
5	15:35 - 16:00 〈25分間〉	育児休業給付金・出生時育児休業給付金 ～産後パパ育休を取得した場合等の雇用保険の手続きを説明します～	
6	16:00 - 16:15 〈15分間〉	職場におけるハラスメント対策 ～防止措置を講じることは事業主の義務です～	

お申込みから参加までの流れ

HPIはこちら



①働き方改革サポートオフィス山口HPからお申込みください



トップ画面より
「セミナーのご案内」をクリック！

各回の申込期限

第1回 2023 8/14 月
第2回 2023 9/4 月

②申込み時登録されたアドレス宛に、後日メールで参加方法・当日の資料をご案内します

③セミナー当日、②の案内に従ってZoomに入室してください

- ・ メールアドレスが誤っていると、招待メールが届きませんので、お申込みの際はご注意ください。
- ・ お申込みは上記期限までをお願いします。ただし、お申込みは先着順に受け付けますので、定員に達した場合、期限前であっても受付を終了させていただきます(各回定員300名)。

録画配信について

ライブ配信同様、働き方改革サポートオフィス山口HPからお申込みください。
配信期間までに、申込み時登録されたアドレス宛に参加用URLを送付いたします。

申込期限

2023 9/4 月

お問合せ

【セミナーの内容】 山口労働局雇用環境・均等室 ☎ 083-995-0390
 【申込方法】 働き方改革サポートオフィス山口 ☎ 0120-172-223
 (山口労働局委託事業/株式会社東京リーガルマインド)



働き方改革サポートオフィス山口

働き方改革 お手伝いします!

相談
無料

社会保険労務士など専門家がサポートします

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関するお悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール
ご相談無料

専門家による企業訪問
事業所を最大6回まで無料で訪問

無料サポート

セミナー開催
セミナー講師派遣



働き方改革サポートオフィス山口

☎ 0120-172-223 (FAX) 083-902-6732

〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズⅢ
(株)東京リーガルマインド山口支社内

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日除く)

メール yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp

HP <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/yamaguchi/>



お申し込みは裏面をご覧ください→

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。
メールでのご相談も承ります。

E-mail : yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp

企業相談 FAX 申込書

会社名			
住所			
T E L			
従業員数		業 種	
担当者名 (部署・役職含む)			
<input type="checkbox"/> 企業訪問 <input type="checkbox"/> センター来所	希望日 <small>※新型コロナウイルス感染症予防のため、来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただけますようお願い申し上げます。</small>	第1希望	月 日 時~
		第2希望	月 日 時~
		第3希望	月 日 時~
ご相談内容			
<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止） <input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法 <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得 <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制 <input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談 <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備 <input type="checkbox"/> テレワーク導入の際の留意点 <input type="checkbox"/> 助成金の活用 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

相談事例

相談内容

就業規則が昔作ったままの状態に改定をしていないため、法令を遵守するように改定したい。改定すべきポイントなどを教えてほしい。

専門家の支援

現状の就業規則をチェックし、年次有給休暇に関する規定、副業・兼業に関する規定等、改正に対応した形となるように改定ポイントのアドバイスをを行った。何回か情報交換を繰り返して、法令に沿った形に改定を行っていった。

支援後の効果

最初はどこから手をつけたらよいかわからない状態であったが、情報交換や知識の提供を行ってうちに事業主が自身で労働基準法等の法令の内容を理解し、自社の実態に沿うように就業規則を自力で改定することができた。また、自社の労働者の雇用を守り、待遇を維持したいという事業主の思いを就業規則に反映させることができた。